

(様式第 6-1 号 添付書類)

1. 移転承認申請事務担当者に関する事項 (移転承認申請事務の連絡窓口)

申請事務担当者 1

所属部署、店舗又は 営業所の名称	
担当者の氏名	(フリガナ)
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	

申請事務担当者 2 (申請事務担当者が複数いる場合に記入)

担当者の氏名	(フリガナ)
E-mail アドレス	

店舗連絡担当者 1

所属部署、店舗又は 営業所の名称	
担当者の氏名	(フリガナ)
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	

店舗連絡担当者 2 (店舗連絡担当者が複数いる場合に記入)

担当者の氏名	(フリガナ)
E-mail アドレス	

※ 「申請事務担当者」が、店舗の実務に関する業務 (補聴器フィッティング等) に関して担当していない場合には、「店舗連絡担当者」の項目も記入してください。

2. 店舗に関する事項

項目	名称または確認事項
移転理由 (簡潔に記入すること)	
店舗業務運営責任者 (店長)氏名	(フリガナ)
店舗開設年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
店舗の事業区分	1. 補聴器専門店 2. 兼業店 (取扱商品)
医療機器販売業届 受理番号 (受理番号がない場合には届日を記入)	
補聴器(医療機器) 営業管理者名	(フリガナ)
医療機器修理業 許可証番号 (修理業を行っている場合)	
医療機器修理業 責任技術者名 (修理業を行っている場合)	(フリガナ)

3. 店舗に常勤している認定補聴器技能者に関する事項

氏名	(フリガナ)	(フリガナ)
登録番号		
有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日～平成 年 月 日

氏名	(フリガナ)	(フリガナ)
登録番号		
有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注) 認定補聴器技能者が5名以上常勤しているときは、上記の様式で追加して全員の状況を記入してください。

4. 設備に関する事項

項 目	名称または確認事項	
補聴器調整のための測定ができる設備 (オーディオメータ)	メーカー名・型式	
	校正実施日 平成 年 月 日 (新規購入の場合は購入日)	
補聴器調整のための測定ができる施設 (防音室)	1. メーカー名・型式 騒音レベル _____dB (A)	2. 自作 騒音レベル _____dB (A)
補聴器特性測定設備	メーカー名・型式	
補聴器装用効果測定のための設備 ※サウンドレベルメータ(騒音計)は移転の際は、必須ではありませんが、平成27年度の認定(更新・新規)から必須となったため、それ以降の認定更新時には必須設備になります。	メーカー名・型式	
	サウンドレベルメータ(騒音計) メーカー名・型式	
	音場測定を行なう場(室) (1.または2.のどちらかに○を書き、2.に○の場合は騒音レベルを記入) 1. 補聴器適合のための測定ができる設備と同じ場所である 2. 補聴器適合のための測定ができる設備と別の場所である 騒音レベル _____dB (A)	
耳型採取のための器具	器具名	
イヤフォームやシェルの補修・修正のための加工用設備・器具	器具名	
申請店での補聴器修理及び保守点検の有無(どちらかに○)	1. 補聴器内部の修理をする。 2. 保守点検等消耗品の交換のみをする。	
消毒のための設備・器具	消毒方法と器具名	

5. 補聴器の在庫と取扱いに関する事項

補聴器	ポケット型	1.実器のみ 2.試聴器のみ 3.実器と試聴器 4.なし
	耳かけ型	1.実器のみ 2.試聴器のみ 3.実器と試聴器 4.なし
	ミニ耳かけ型（細いチューブ、RICタイプ等）	1.実器のみ 2.試聴器のみ 3.実器と試聴器 4.なし
	耳あな型（既製）	1.実器のみ 2.試聴器のみ 3.実器と試聴器 4.なし
	耳あな型（オーダー）	1.試聴器有 2.型サンプル有 3.なし

6. 補聴器関連用品等に関する事項

取扱商品	補聴器関連機器	品名
	日常生活用具	品名

7. 店外販売に関する事項

店外販売	店舗の売り上げに占める店外販売の割合		() %
	内訳	① 購入希望者の請求による個人宅訪問（請求訪問）の割合	() %
		② 展示会または購入希望者の請求によらない訪問による販売の割合	() %
		③ その他の店外販売内容（)	() %

※店外販売をしている場合は、①～③の合計が100%となるように記入してください。

8. 店舗と連携している補聴器相談医に関する事項

指導を受けている補聴器相談医又は耳鼻咽喉科専門医	医療機関名
	電話番号
	所在地
	〒
	1. 補聴器相談医 2. 耳鼻咽喉科専門医
(フリガナ)	
医師氏名	_____ 印

9. 営業時間及び休日に関する事項

営業時間	時 から 時 まで
休日	毎週 曜日 及び

10. その他移転承認申請書に添付すべき資料

申請店の写真・間取図	所定の台紙に店舗正面・内部の写真、店舗の間取り図を貼り付ける。
申請店舗への交通案内図	既成資料の添付も可。
設備機器の写真	所定の台紙に店舗の設備機器等に関する写真を貼り付ける。
音場校正値が確認できる資料	音場校正値が確認できる資料（音場校正表、または音場管理表など）を添付する。 店舗に記録用紙が無い場合は様式2の作成見本（資料2）を参照し作成すること。
補聴器フィッティング記録書類一式 ※移転後の店舗で作成した記録した記録を添付すること	1名分の記録一式の写し（A4版）を添付する。 ※様式6-2のP11の「補聴器のフィッティング等（苦情処理を含む）の記録」を参考にして記録を添付する。 ※お客様の個人情報保護の上で添付する。
医療機器販売業・貸与業届の写し	届出書の写し（A4版）を添付する。
補聴器(医療機器)営業管理者講習会の修了証の写し	修了証の写し（A4版）を添付する。
修理業を行っている場合 医療機器修理業許可証の写し	許可証の写し（A4版）を添付する。
医療機器修理業責任技術者の継続的研修の修了証の写し	修了証の写し（A4版）を添付する。 ※修理業を行っている場合には1年に1度受講することが義務付けられています。申請時点で講習会を履修してから一年が経過している場合は、履修の予定日を記入する。

【添付資料台紙①】

店舗写真・間取図 I

- ※ 写真（12.5mm×8.5mm以上）を、添付欄に貼付してください。
- ※ 写真の構図は、たて・よこどちらでも構いません。

・ 店舗正面（外観）

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・ 申請する店舗の名称が判るように写真を撮影してください。

・ 店舗内部（売場全景）

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・ 店舗の出入口などから撮影した写真を貼付してください。

【添付資料台紙②】

店舗写真・間取図Ⅱ

- ・「店舗内の間取り図」（既成資料の添付も可）

【添付資料台紙③】

店舗への交通案内図

【店舗への交通案内図】

- ※ 最寄りの公共交通機関から店舗までの経路図をわかりやすく記入してください。
- ※ 既成の資料を貼付でも可能です。

【交通手段】 ※主要都市から店舗最寄り駅、最寄り駅から店舗までの交通手段を記入してください。

例) JR線	【新宿駅】から中央・総武線に乗り【飯田橋駅】で下車

【添付資料台紙④】

設備機器の写真 I

- ・補聴器適合のための測定できる設備の写真

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・オーディオメータ、気導受話器、骨導受話器、語音測定の際に使用している機材（CD・CDプレーヤー等）が判るように写真を撮影してください。

- ・補聴器適合のための測定できる施設の写真

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・オーディオメータと防音室がどのように設置されているか判るように写真を撮影してください。

【添付資料台紙⑤】

設備機器の写真Ⅱ

- ・補聴器特性測定設備の写真

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・原則、メーカー名及び機種名が判るように写真を撮影してください。

【添付資料台紙⑥】

設備機器の写真Ⅲ

- ・補聴器装用効果測定のための設備の写真

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・原則、メーカー名及び機種名が判るように写真を撮影してください。
- ・スピーカの配置と被測定者の着席位置が判るように写真を撮影してください。

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・原則、メーカー名及び機種名が判るように写真を撮影してください。
- ・スピーカの配置と被測定者の着席位置が判るように写真を撮影してください。

【添付資料台紙⑦】

設備機器の写真Ⅳ

- ・イヤモールドの採型のための器具の写真

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・作業台の状況、使用している綿球や印象剤が判るように写真を撮影してください。

- ・イヤモールドの補修・修正のための加工用設備器具の写真

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・作業台の状況並びに使用している補修剤等が判るように写真を撮影してください。

【添付資料台紙⑧】

設備機器の写真Ⅳ

- ・補聴器修理またはメンテナンス設備器具の写真

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・補聴器を補修・修理するための作業台及び使用している工具が判るように写真を撮影してください。
- ※修理を行っていない場合は、補修・掃除等を行うメンテナンス用具を撮影してください。

- ・消毒のための設備・器具の写真

写真貼付欄

《貼付する写真の留意点》

- ・使用している設備・器具が判るように写真を撮影してください。

【添付資料台紙⑨】

音場校正値が確認できる資料

「補聴器フィッティング記録書類一式」の提出について

- ・1名分のフィッティング記録一式をコピーして添付してください。
- ・添付する記録書類のサイズはA4版に統一してください。
- ・お客様の名前、住所及び電話番号等の個人情報は消して添付してください。
- ・自店舗で測定した結果を添付してください。
- ・記録の提出にあたって、移転承認申請手続きのご案内（様式第6-2号）に記載されている下記各事項を事前に確認してください。

※「認定補聴器専門店の移転承認申請手続きのご案内」（様式第6-2号）より抜粋

【フィッティング記録】

店舗での記載事項は次の内容が網羅されていることが必要です。ただし、フィッティング記録を当協会へ提出する際には、個人情報保護の観点から個人情報は必ず消した状態で提出してください。

1. 購入、調整を受けた補聴器の使用者氏名、フリガナ、生年月日、住所、郵便番号、電話番号、整理番号、担当者の氏名（認定補聴器技能者以外の担当者が対応した場合は、認定補聴器技能者が確認したことを表す印）。
2. 使用者等から聴取した来店経過、要望、要望への対応とその結果。
3. 聴力データが適切な書式で記録されていること。
 - ・左右それぞれの耳の気導聴力レベル、骨導聴力レベル
 - ・気導受話器における左右それぞれの耳の最高（最良）語音明瞭度と測定レベル
 - ・測定時のマスキングの有無、マスキングレベル
 - ・MCL（快適閾値）、UCL（不快閾値）の測定を行った場合はその結果

【補聴効果測定の添付記録】

1. 装用に伴う補聴効果の確認の記録
補聴効果の客観評価測定は、装用時の語音明瞭度曲線または語音明瞭度を基本とする。
装用閾値の測定は明瞭度測定に追加して、または明瞭度測定を行うことができない場合に行う。
2. 適合させた補聴器の型式、製造番号

* 補聴効果測定の方法についてはNPO法人 日本補聴器技能者協会作成 資料2「販売店における補聴効果の確認法」を参考にしてください。

【補聴器特性の記録】

1. 補聴器フィッティングが概ね完結した状態における、入力音圧 60dB 及び 90dB の周波数特性。
2. 記録調整器の設定位置の記録や使用したカプラなど、再現性を確保するための測定条件などの記載（ハウリング制御や指向性などの機能は切った状態で測定を行なう）。
3. オーダーメイド補聴器の場合は、メーカーからの出荷データとフィッティング終了時の店舗での測定データの両方が必要。

認定補聴器専門店移転承認申請書類 提出物チェックシート

このチェックシートは提出不要です。申請書提出時に必要な書類がそろっているか、こちらのシートでご確認ください。

- 様式第 6-1 号 添付書類 (P1～P5)
- 添付写真台紙 (台紙 P6～P14)
- 音場校正値が確認できる資料
- 補聴器フィッティング記録一式
- 医療機器販売業・貸与業の写し
※補聴器の貸し出しを行っている場合は、貸与業の届け出が必要になります。貸与業の届け出に関しては市区町村の保健所の指示に従ってください。
- 補聴器 (医療機器) 営業管理者講習会
の修了証の写し
- 医療機器修理業許可証の写し※
- 医療機器修理業責任技術者の
継続研修の修了証の写し※
※修理業を行っている場合のみ添付し、継続研修は1年に1度受講することが義務付けられています。申請時点で講習会を履修してから1年が経過している場合は、履修予定日を記入してください。